

区民協働交流センターの管理運営について（案）

1 区民協働交流センターの設置目的等

(1) 設置目的

地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図る。

公益的な活動…区民等が自主的、自発的に行う非営利の活動であり、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動。

(2) 事業

ア 地域の多様な活動団体および区民（以下これらを「活動主体」という。）の公益的な活動および相互交流に係る場の提供に関する事業

イ 活動主体の公益的な活動および協働に関する相談事業

ウ 活動主体の相互交流に係る機会の提供に関する事業

エ 協働に係る知識の普及および意識の啓発に関する事業

オ 活動主体の公益的な活動および協働に係る情報の収集および提供に関する事業

カ ア～オに掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(3) 施設概要（予定）

ア 多目的室

- ・定員 16～20 人×2 室
- ・可動式の椅子、机、ホワイトボードを配置
- ・貸し出し備品としてスクリーン、プロジェクター、パソコンを準備

イ 交流スペース

- ・4～6 人が腰かけて打ち合わせ等ができる可動式の机と椅子 5 セット程度配置
- ・可動式のパンフレットスタンド、ポスター等の掲示パネルを配置

ウ 作業スペース

- ・コピー機、印刷機、拡大機、折り機、作業台 1 台、
- ・メールボックス兼ロッカー 30～40 台

エ 喫茶・軽食コーナー

- ・可動式の丸テーブルと椅子 5 セット程度

オ 受付カウンター

- ・利用案内、相談受付などを行うローカウンターと椅子

(4) 施設の管理・運営に関する基本事項

ア 建物の維持管理

区民・産業プラザとして指定管理者制度を導入、施設の維持管理を委ねる

イ 運営形態

区直営（ただし、多目的室は指定管理者の業務とし、窓口は業務委託で行う）

ウ 利用対象者

公益的な活動を目的とする活動主体を優先しつつ、利用制限は設けない

エ 開館日時

通年（年末年始、保守点検日を除く） 午前 9 時～午後 10 時

2 窓口の人員体制

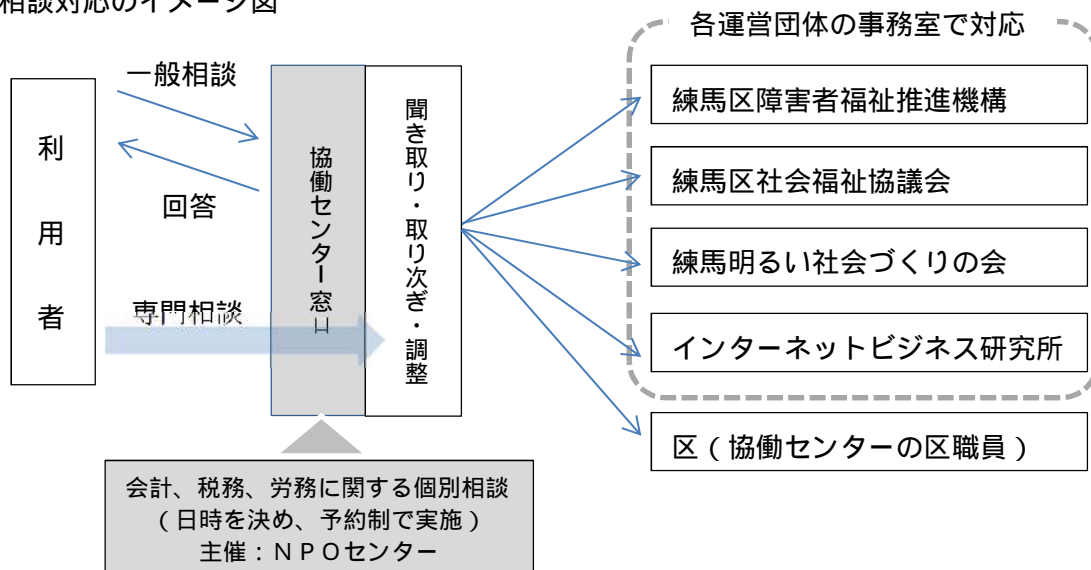
(1) 窓口業務委託職員

- ・区民協働交流センター(以下「協働センター」という。)の窓口を円滑に運営するため、ボランティア・NPO法人に関する基本的な知識を持った人材を置く。
- ・この窓口では、区民協働交流センターの利用案内や地域活動に関する一般的な相談へ対応するとともに、専門的、個別的な相談を適切な練馬区NPO活動支援センター(以下「NPOセンター」という。)の運営団体につないでいく役割を果たす。
- ・そのため、NPOセンターの各運営団体の特性を十分理解し、各運営団体との連携を円滑に行う必要がある。よって、NPOセンターの運営団体に窓口業務を委託する。
- ・また、窓口業務としての利用者対応の統一性、継続性を確保するため、NPOセンターの運営団体の中から、当該業務を良好に実施できる一つの団体を選定し、窓口業務を委託する。

窓口業務内容

	9時～17時	17時～22時
月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用案内、各種書類の受付 ・公益的活動に関する一般的な相談 ・専門的相談の聞き取り、取り次ぎ、調整 ・公益的活動、協働の普及・啓発 町会・自治会など、ボランティアやNPO法人以外からの相談は、区職員が担当する 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用案内、各種書類の受付 予約制でNPOセンターによる個別相談を実施
火		
水		
木		
金		
土	<ul style="list-style-type: none"> ・利用案内、各種書類の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用案内、各種書類の受付
日	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の取り次ぎ 	

相談対応のイメージ図



(2) 区職員

平日9時～17時に地域振興課の職員が窓口の職員と連携しながら、協働センターの運営を行う。

3 区民協働交流センターの事業と練馬区NPO活動支援センターの事業

- 協働交流センターの事業として区が実施する事業
- 協働センターとNPOセンターの各運営団体の事務所の双方の窓口で実施する事業
- NPOセンターの事業として、協働センターを中心に実施する予定の事業
- これまでどおりNPOセンターの各運営団体の事務所で実施する事業

1 人と情報の交流機能	
(1)	掲示板やパンフレットスタンドの設置
(2)	打ち合わせや意見交換などで自由に使える机・椅子の設置
(3)	活動団体同士が情報交換を行うためのメールボックスの設置
(4)	活動主体を対象とした交流会の開催
(5)	区が実施している協働施策に関する情報の発信
2 地域活動の相談（入口）機能	
(1)	区民への公益的な活動や団体などに関する情報提供、参加の支援
(2)	団体の設立、規約、税務、労務など、地域活動団体の活動に関する支援 協働センター窓口...NPO等に関する一般相談、町会・自治会に関する相談 NPO等に関する会計、税務、労務の専門家による個別相談会（日時を決めて協働センターで実施） NPOセンター ...NPO等に関する一般相談、各団体の特性を活かした専門相談（常時）
3 地域活動の場の提供機能	
(1)	多目的室の貸し出し
(2)	打ち合わせや意見交換などで自由に使える机・椅子の設置（再掲）
4 学習機能	
(1)	活動主体のレベルアップにつながる講座・研修会の開催
(2)	協働の普及・啓発や理解を深めるための講座・研修会の開催
(3)	インターンシップの受け入れ（新規）
5 事務補助機能	
(1)	チラシの作成などに使用できる機器の設置、作業スペースの提供
6 調整（コーディネート）機能	
(1)	協働のコーディネーターの育成・確保
(2)	活動主体と区の所管課との協働に関する連絡・調整
(3)	活動主体同士の連絡・調整
(4)	企業等のCSRの取り組みと活動主体の活動とのマッチング
7 情報収集・発信機能	
(1)	協働に関する国や他の地方公共団体の取り組みの情報収集・発信
(2)	地域活動全般に関する情報収集・発信

4 区民協働交流センターの団体登録要件

(1) 下記の要件をすべて満たす団体（NPO法人、ボランティア団体など）

- ア 公益的な活動を行う団体であること
- イ 構成員が5名以上で、練馬区内で活動している（活動する予定である）こと
- ウ 定款、規約、会則等を備えていること
- エ 団体の活動内容が明確であり、公表できること
- オ 団体の代表者および連絡担当者が特定できること
- カ 政治活動または宗教活動を目的とした団体でないこと

(2) 公共的団体

- ア 要項等設置機関
青少年育成地区委員会、消防団 など
- イ 区の外郭団体
練馬区社会福祉協議会、練馬区環境まちづくり公社 など
- ウ 補助金交付団体
商店街振興組合、区民防災組織 など
- エ その他区内公共的団体
町会・自治会、各種父母会 など

団体登録の有無による施設利用

…優先利用可 …利用可 ×…利用不可

	登録あり	登録なし
多目的室		
交流スペース		
事務機器		
メールボックス		×
ポスター掲示		
パンフレットスタンド		